

令和7年度 運営方針及び活動の重点

激動する国際社会において、我が国では、21世紀にふさわしい、持続可能な社会の仕組みを構築するため、行財政改革、規制緩和、地方分権などの動きが進行している。

教育界では、教育基本法及び教育関連法規の改正、第4期の教育振興基本計画策定など一連の教育改革が行われ、学習指導要領の改訂により、「社会に開かれた教育課程」及び「主体的・対話的で深い学び」の実現、「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められている。また、国が進めるGIGAスクール構想により、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、一人一人の個別最適な学びや、協働的な学びを充実させ、実現するなど、「令和の日本型学校教育」を構築することも求められている。さらに、第4期の教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」並びに「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が計画のコンセプトとして位置づけられるなど、部活動の地域展開と併せて、中学校の教育の大きな変革となる取組も始まっている。

本道においては、教育課題の解決と地域創生の実現に向けた「自立」・「共生」の基本理念を継承し、「子どもの可能性を引き出す教育の推進」「教育の質の高める環境の確立」「持続可能な教育の実現」の施策を柱とした新たな「北海道教育推進計画」が、令和5年度に策定された。

私たち中学校長は、学校教育の課題を踏まえ、人間尊重の精神に徹し、子供たちの「社会を生き抜く力」と「よりよい社会を形成する力」を育むとともに、生徒・保護者・地域の信頼と期待に応えるため、「こどもまんなか」の考えをもとにした教育活動の推進や多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成など、新しい時代に求められる学校づくりに向けてリーダーシップを発揮し、学校からの教育改革を推進しなくてはならない。併せて、本来、学校が担うべき業務の明確化・適正化をはじめ、学校の組織運営体制の見直し、教職員の意識改革等により、「学校における働き方改革」の推進も図る必要がある。

また、東日本大震災や北海道胆振東部地震の風化防止に引き続き取り組むとともに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、近年、災害等が多発していることから、今後起こりうる災害に対し、能動的に対応できる生徒を育成するため、防災教育・安全教育の更なる充実を図る必要がある。

以上の認識に立ち、北海道中学校長会は、校長としての主体性と指導性、しなやかさを発揮しながら、会員相互の連携の下、「全日中新教育ビジョン 学校からの教育改革（令和2年5月）」の内容を踏まえ、「豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手を育てる中学校教育」の推進と全道の中学校が抱える教育課題の解決に向けて、全日本中学校長会綱領及び、本会会則に則り、次の運営方針並びに活動の重点等に基づき、本会を堅実に運営していく。

1 運営方針

- (1) 本会の目的である「中学校長の職能の向上と、北海道の中学校教育の振興」を図り、校長相互の協力や信頼関係を一層深めるとともに、会の総力を結集して活動の充実と諸問題の解決に努める。
- (2) 道教委をはじめ、関係諸機関等との連携を深め、国及び道・市町村教委の動向を踏まえて適切な対応に努める。
- (3) 校長としての学校経営力の向上を図り、道民の負託に応える中学校教育の創造に努める。

2 活動の重点

- (1) 本会の組織と機能を充実させ、活動の活性化を図る。
 - ① 「オール北海道」として一体となった教育活動の推進
 - ② 全日中新教育ビジョンを踏まえた学校からの教育改革の推進
 - ③ 教育改革を進めるための具体的な活動に関する適切かつ迅速な対応と情報の発信
 - ④ 組織体制及び運営の継続的な見直しと改善
 - ⑤ 全日中、四種校長会及び教頭会等の教育関係諸機関や、PTAをはじめとした諸団体と連携した活動の推進
 - ⑥ 「第66回北海道中学校長会研究大会胆振・室蘭大会」の開催

- (2) 確かな学力の定着、豊かな心と健やかな体を育むための「カリキュラム・マネジメント」に努める。
- ① 全日中新教育ビジョンが目指す「確かな学力」、「道徳教育」、「キャリア教育」、「健康教育・安全教育」、「いじめ防止」等の充実を図る特色ある教育課程の編成・実施
 - ② 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、それらを活用する能力及び学びに向かう力を育てる指導・評価の工夫・改善
 - ③ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還による一体的な充実
 - ④ 「こどもまんなか」の考えのもとにした教育活動の推進（自己肯定感、自立した学習者）
 - ⑤ 豊かな心と健やかな体を育てる道徳教育、体験活動、スポーツ教育、芸術教育、健康教育の充実
 - ⑥ 共生社会の実現に向けた教育の推進（多様性、包摂性）
 - ⑦ 地域社会の人的・物的教育資源の効果的活用を通じた「カリキュラム・マネジメント」の確立及び社会に開かれた教育課程の推進
 - ⑧ いじめ防止、不登校生徒への支援の充実、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、子どもの貧困対策など、誰一人取り残されない子どもの学びと成長に向けての環境の整備・充実
 - ⑨ 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人物の育成
 - ⑩ 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてのウェルビーイングの向上
- (3) 学校の自主性・自律性の確立と学校経営の改善に努め、家庭や地域社会に信頼される学校づくりを推進する。
- ① 学校評価の効果的な運用及び教育課程の編成・実施・評価による改善
 - ② 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を核とし、北海道における教員育成指標を踏まえた教職員の資質の向上を図る研修の促進と内容の充実
 - ③ 家庭・地域社会との連携・協働による教育活動の充実（コミュニティ・スクールなど）
- (4) 多様な教育活動を推進するための教育諸条件の整備・充実を期する。
- ① 新たな教職員定数改善計画策定による教育の質的向上と、義務標準法の一部改正による35人以下学級の中学校2年・3年への早期拡大とともに、小規模校における定数改善
 - ② 学習指導要領に基づいた教育活動を展開するための施設・設備やしくみの整備・充実
 - ③ 学校における働き方改革を踏まえ、自治体等が主体となった休日の部活動の地域展開への推進と部活動の教育的機能や役割を補完する社会教育環境の整備の推進
 - ④ 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的・総合的な推進
 - ⑤ G I G Aスクール構想推進に向けた環境整備及びサポート体制の充実
 - ⑥ 新たな感染症等に備えるための適切な対策や条件整備の充実と拡充
 - ⑦ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充、現場を支援できるスクールロイヤーの配置拡充と連携体制の構築
 - ⑧ 「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた特別支援教育の円滑な推進に向けた条件整備
 - ⑨ 異校種間の連携・接続による連続性のある教育活動の充実
 - ⑩ 高等学校入学者選抜の改善及び、公立高校適正配置に対する適切な対応
 - ⑪ へき地・複式校、小中併置校、小規模校における教育推進に係る諸条件の更なる改善・環境整備の充実
 - ⑫ 校長の人事具申権の尊重と人事異動要綱に基づく適正な配置や見直し
 - ⑬ 校長・教頭・主幹教諭等候補者の選考方法の検討・改善と人材確保に向けた条件整備
 - ⑭ 広域人事、管理職の管外交流の推進と条件整備
- (5) 教職員の服務規律の保持及び、職責に見合った待遇改善の実現を期する。
- ① 教職員の服務規律の遵守と法規法令に基づいた適切な学校運営
 - ② 不祥事の根絶に向け、教職員の意識改革や自覚を促す取組の推進
 - ③ 「人材確保法」及び「義務教育費国庫負担制度」の堅持
 - ④ 給与体系の改善と校長・教頭の待遇改善
 - ⑤ 公務員定年制の管理監督職の特例措置の拡充